

協議第14号

条例・規則等の取扱いについて（協定項目11）

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における条例・規則等の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年11月27日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	1 1 条例・規則等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p>	

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、大平町、岩舟町及び藤岡町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。
 制定手続による分類
 条例...制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第 179 条第 1 項）
 規則、訓令、その他...制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第 15 条第 1 項）

- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第 3 条）

- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
 イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	11 条例・規則等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現況

大平町	岩舟町	藤岡町
例規集登載	例規集登載	例規集登載
条例 138本 規則 184本 その他（規程、規約等）208本	条例 137本 規則 138本 その他（規程、規約等）209本	条例 148本 規則 151本 その他（規程、規約等）185本